

札幌市不妊専門相談事業

不妊症や不育症に関する相談や情報提供等を行っています。

札幌市不妊専門相談センターでは、
不妊・不育に関する専門知識を持つ医師・不妊カウンセラー・保健師等が
無料で相談をお受けしています。
「どんなことでも、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。」



札幌市ホームページ
<不妊・不育専門相談>

専門相談

(予約制)

[医師、不妊カウンセラーによる面接相談]

1回40分程度です。 無料でご相談できます。

専用相談の予約は専用電話で受け付けています。希望日の1週間前までにお申込みください。

年末年始・祝祭日はお休みです。

医師による面接相談	毎月 第1・3火曜日 午後
不妊カウンセラーによる面接相談	毎月 第2・4月曜日 午後

※面接相談以外に、電話による相談も可能です。

一般相談

[保健師等による電話・面接相談]

月～金/午前9:00～12:15 午後1:00～5:00 (年末年始・祝祭日は除く)

事前の予約の必要はありません。

申請・相談／お問合せ

札幌市不妊専門相談センター

専用電話：011-211-3900

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目(大通バスセンタービル1号館 3階)

月～金曜日(年末年始・祝祭日を除く) 9:00～12:15、13:00～17:00



主な交通機関

地下鉄
東西線バスセンター前駅下車
徒歩2分
①番・③番出口の間にビル入り口
(②番出口の向かい)

バス
北海道中央バスターミナル下車
徒歩2分

<札幌市
不妊治療支援事業
ホームページ>



[令和6年4月発行] SAPPORO

令和6年度 札幌市不妊治療等の支援についてのご案内

不妊症とは

妊娠を望み1年以上夫婦生活を営んでも妊娠に恵まれない場合を、不妊症といいます。
避妊をしなければ1年以内に約80%のカップルに、また2年以内には約90%のカップルに妊娠が成立します。
不妊症は、10組に1組の夫婦にあると言われていています。

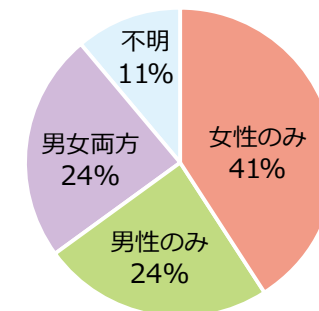
不妊の原因は？

女性側に原因がある場合(排卵因子、卵管因子、子宮因子、頸管因子、免疫因子等)と、男性側に原因がある場合(造精機能障害、精路通過障害、性機能障害等)の頻度はほぼ同じです。

その他、双方に原因がある場合、いろいろな検査によっても原因がわからない場合もあります。

世界保健機関(WHO)がまとめた調査では、女性の方に原因がある場合は41%、男性のみは24%、男女両方に原因がある場合は24%となっています。

不妊症の原因(WHO)



どんな検査・治療があるのか？

◆検査

女性側では、内診、血液検査、子宮卵管造影検査等があります。男性側では、精液検査等があります。

◆治療

一般的な治療には、タイミング療法、各種ホルモン療法、人工授精、男性不妊に対する薬物療法や手術療法、子宮や卵管の手術療法等があり、これらの治療で妊娠しない場合や、不妊の原因によっては、体外受精・顕微授精等の治療が行われます。

令和4年4月から不妊治療が保険適用となりました。不妊治療を行うかどうかまた、どの治療方法を選択していくかは、ご夫婦でよく話し合ってください。



子ども家庭庁ホームページ
<不妊治療に関する取組>

不妊治療と仕事との両立について

働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられますが、厚生労働省が行った調査によると、不妊治療と仕事との両立ができず16%(女性の場合は23%)の方が離職をしています。

厚生労働省が発行している「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」では、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント等が紹介されています。



厚生労働省ホームページ
<不妊治療と
仕事との両立のために>

令和6年度札幌市不妊治療費(先進医療)助成事業

札幌市では、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

●対象となる方

- 保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方
- 令和5年4月1日以降に保険適用の1回の不妊治療（生殖補助医療と併用して実施した先進医療）を開始し、令和7年3月31日までに治療が終了した方（令和6年3月31日までに治療が終了した方は、令和6年5月末までの申請期限となります。）
- 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- 申請日に夫婦のいずれかが札幌市内に住所を有する方
- 婚姻（事実婚を含む）している夫婦

●対象となる治療

先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる次の治療が対象です。
 ※保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療として厚生労働大臣が定める不妊治療の技術を用いた検査・治療

R6.4.1現在

- ※北海道内の医療機関で実施している先進医療
 - ・PICSI ・タイムラプス ・EMMA/ALICE ・SEET法 ・ERA ・IMSI ・子宮内膜スクラッチ
 - ・二段階胚移植法 ・ERPeak ・マイクロ流体技術を用いた精子選別 ・子宮内フローラ検査
- ※道外の医療機関で実施している先進医療
 - ・反復着床不全に対する投薬（タクロリムス） ・着床前胚異数性検査（PGT-A）

厚生労働省ホームページ

（厚生労働大臣が定める先進医療実施医療機関）



●助成回数

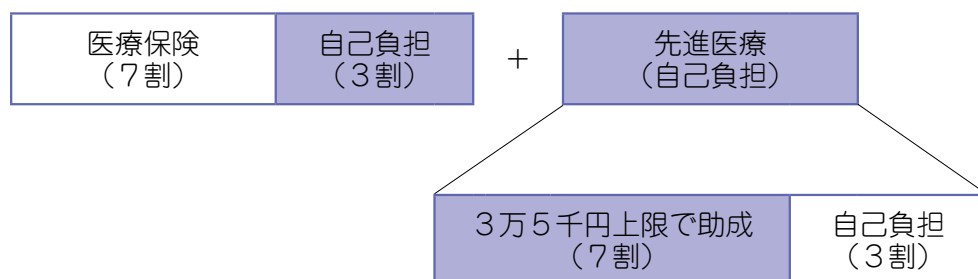
保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療を用いた1回の不妊治療
 ※1回の不妊治療とは、治療計画から「妊娠確認」等に至るまでの生殖補助医療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。
 ※保険診療で行った不妊治療に準じた回数となります。
 ※他自治体で助成を受けた回数を合算します。

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40～43歳未満	1子ごとに3回まで

●助成額

<治療費>
 1組の夫婦に対し、先進医療部分の自己負担額の10分の7とし、3万5千円を上限とします。
 ※文書料等は含まれません。

限度額の考え方



<交通費>

距離区分に応じ、交通費に要した自己負担額の3分の2とし、下表の補助単価（往復）を上限に助成します。ただし、最寄りの医療機関または検査・治療が可能な医療機関と自宅との距離を基準とします。

1回の不妊治療において5回を上限に、先進医療を実施した際に生じた交通費を対象とします。
 詳細は不妊専門相談センターへご連絡ください。

距離区分（自宅から医療機関の距離）（片道）	補助上限単価（往復）
25kmを超えて50kmまで	1,430円
～	～
275kmを超える	10,180円

●申請に必要な書類

	必要な書類	備考
1	札幌市不妊治療費助成事業申請書	不妊専門相談センター窓口にて配布または市ホームページからダウンロードできます。
2	札幌市不妊治療費助成事業受診等証明書	治療終了後に医療機関で作成してもらいます。
3	領収書（コピー）、明細書（コピー）	受診等証明書に記載のある治療期間内に発行された10割負担の領収書と明細書全てのコピーが必要です。
4	住民票謄本（世帯全員の住民票）	申請日より3か月以内に発行されたもの 続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの ご夫婦のどちらかが札幌市以外に住民登録がある場合は、札幌市に住民登録をしている方の住民票が必要です。
5	通帳等コピー	口座支店名、口座番号の記載されたページのコピー 申請者名義の預金口座にお振込みします。
6	戸籍謄本（戸籍全部事項証明） （該当者のみ）	1子ごとに初めて申請する場合に提出が必要です。 夫婦が別世帯または事実婚の場合は毎回提出が必要となります。 申請日より3か月以内に発行されたもの 同年度の2回目以降の申請について、住民票で助成回数のリセットに該当しないことや婚姻関係が確認できる場合は、省略が可能です。
★	<事実婚の方> 「事実婚関係に関する申立書」	毎回の申請が必要となります。 戸籍謄本、住民票は毎回提出が必要です。
★	その他必要な書類	交通費に関して経路及び金額がわかる書類等

- 同年度（年度：4月1日～翌年3月31日）の2回目以降の申請について、住民票は前回提出した書類の発行日を起算として3か月以内の申請の場合は、省略できます。
- 不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業の書類の省略はできません（同時申請時のみ省略可）
- 出産または妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数をリセットすることができます（保険適用の生殖補助医療の回数カウントに準ずる）

●申請の期限・申請の流れ

治療終了日から2か月以内の申請が必要です。期限内に申請できない場合は、札幌市不妊専門相談センターへご相談ください。

※令和7年3月末に終了し、年度末までに申請が間に合わなかった場合は、令和7年5末日までに申請してください。

※上記の申請期限を過ぎての申請は受理できませんので、ご注意ください。

※郵送申請も可

申請期限内に到着するようお願いいたします。差出人の名前をご記入の上、料金不足にご注意ください。申請日は本市窓口に着した受理日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めします。

